

議会のあり方調査特別委員会

中間報告書

平成26年6月

1 委員会の概要

(1) 名 称 議会のあり方調査特別委員会

(2) 委員の定数 7人

(3) 委 員

委 員 長	矢 田 松 夫	副 委 員 長	河 崎 平 男
委 員	石 田 清 廉	委 員	伊 藤 實
委 員	河 野 朋 子	委 員	下 瀬 俊 夫
委 員	松 尾 数 則		

(4) 委員会設置の経緯

地方分権が進み、地方が自立しなければならない現在の時代において、住民の多様な声を政治に反映させる地方議会の役割はますます大きく、かつ、重要なものとなっている。

本市議会としても、市民の代表として、その責務を果たす必要があることから、平成24年4月に議会基本条例を制定し、議会報告会、市民懇談会、政策討論会を開催するなど、開かれた議会に向け、情報発信すると同時に率先して市民の中に飛び込んでいった。

また、昨年、議会機能向上特別委員会を設置し、本市議会の機能向上のための方策並びに議員報酬及び定数について検討し、昨年9月定例会において最終報告を行った。

その後、市議会議員選挙を経た新たな議会において、議会の機能を最大限に發揮し、住民自治の充実を図るために、さらなる議会改革が必要であるとのことから、平成26年3月25日に本委員会は設置された。

(5) 委員会の開催状況

	開 催 日	主な検討内容
第1回	平成26年3月25日	正副委員長の互選
第2回	平成26年4月21日	委員会の進め方について

	開 催 日	主な検討内容
第3回	平成26年5月 7日	検討項目の振り分けについて
第4回	平成26年5月 23日	委員会のスケジュールについて 自治会等懇談会（仮称）について
第5回	平成26年6月 5日	自治会等懇談会（仮称）について 情報発信について
第6回	平成26年6月 20日	中間報告について

2 委員会の検討項目

本委員会が検討すべき項目として、議会機能向上特別委員会の最終報告において、議会の機能向上を図るため今後もさらに検討する必要があるとされた項目を中心に下記のとおり設定した。

なお、今後検討していく上で、新たに検討すべき項目が判明した場合は、その都度検討項目に追加し、検討することとした。

【検討項目】

1 議会機能について

(1) 監視機能

ア 議員研修

- 新人議員研修会（議会ルールなど）
- 議員研修会（専門家による講演など）
- イ 行政評価（実施時期と評価結果の活用）
- ウ 議場の議席（委員長席と副委員長席など）

(2) 政策立案機能

ア 政策立案及び提言

- 政策研究会の設置（議会提案条例の制定など）
- 議員間討議の充実
- 議会の附属機関の設置・活用
- 議会事務局の充実・強化

イ 政策形成サイクル（下記サイクルの具体化）

- ・ 4月～6月 情報収集
- ・ 7月・8月 常任委員会での協議
- ・ 8月・9月 執行部への提言
- ・ 9月・3月 決算・当初予算でのチェック

2 情報発信・情報収集・市民参加について

(1) 情報発信

- ア 傍聴者への議会資料の配布
- イ 委員会中継（ユーストリームなど）
- ウ 独自の市議会ホームページ
- エ 市議会フェイスブック

(2) 情報収集

- ア 自治会、諸団体対象政調会（意見の検証とフィードバックなど）
- イ 政務活動費（増額すべき具体的な金額の設定など）

(3) 市民参加

- ア 出前講座・子供議会
- イ 市民モニター

3 議員報酬・議員定数について

- (1) 議員報酬
- (2) 議員定数

4 その他

- (1) 災害時における議会の対応

3 委員会の検討スケジュール

本委員会は、上記検討項目について、おおむね次のスケジュール表により検討していくこととした。

議会のあり方調査特別委員会 検討スケジュール

検討項目	平成26年9月	平成27年9月	平成28年9月
1 議会機能について			
(1) 監視機能			
ア 議員研修	■		
イ 行政評価	■		
ウ 議場の議席	■		
(2) 政策立案機能			
ア 政策立案及び提言			
○ 政策研究会の設置	■	■	
○ 議員間討議の充実	■	■	
○ 議会の附属機関の設置・活用	■	■	
○ 議会事務局の充実・強化	■	■	
イ 政策形成サイクル	■		
2 情報発信・情報収集・市民参加			
(1) 情報発信			
ア 傍聴者への議会資料の配布	■		
イ 委員会中継	■		
ウ 独自の市議会ホームページ	■		
エ 市議会フェイスブック	■		
(2) 情報収集			
ア 自治会、諸団体対象政調会	■		
イ 政務活動費	■	■	■
(3) 市民参加			
ア 出前講座・子供議会	■	■	
イ 市民モニター	■	■	
3 議員報酬・議員定数について			
(1) 議員報酬	■	■	■
(2) 議員定数	■	■	■
4 その他			
(1) 災害時における議会の対応	■	■	

4 検討結果

(1) 自治会、諸団体対象政調会について

○ 検討内容

議会の政策立案機能を発揮するためには、市内の自治会などの公共的団体から要望や意見を積極的に聞くことが必要であり、かつ、その要望や意見を議会における政策立案及び提言に活用しなければならない。については、これらの団体からの情報収集手段について検討した。

○ 検討結果

① 自治会懇談会の実施

自治会は、市民と一番密接な関係にある団体であるので、積極的に情報収集を行わなければならない団体である。

また、昨年実施した自治会懇談会は、自治会からの要望や意見を収集する手段として有効な手段であった。

については、自治会からの要望や意見を収集するため、別紙要領による自治会懇談会を実施すべきである。（詳細は別紙「自治会懇談会実施要領」を参照のこと）

② 市民懇談会の充実

本市議会は、議会基本条例第19条に基づき、市内で事業活動その他の活動を行う団体等と意見や情報を交換するため、市民懇談会を実施している。

しかしながら、市民懇談会実施要綱においては、「申請があれば開催する」とされており、議会としては受身の情報収集手段となっている。

自治会以外の公共的団体の中には、市民生活と密接にかかわっている団体や市と連携、協働して各分野で活動している団体もあり、これらの団体からも積極的に情報収集を行っていかなければならない。

については、自治会懇談会と同様に、これらの団体からも議会側から積極的に情報を収集すべきである。

その手法としては、市民懇談会実施要綱を改正し、情報を収集する

必要のある団体に対し、議会から開催案内の文書を送付することにより、市民懇談会の開催を促すようとする。

(2) 市議会のフェイスブックについて

○ 検討内容

透明性のある議会、説明責任を果たす議会の実現のため、議会だよりの発行、議会報告会の開催、議会のホームページの活用などにより、議会情報の発信を行っているが、今後もさらなる情報発信を展開していくかなければならない。

については、情報発信の一つの手段であるフェイスブックの活用について検討した。

○ 検討結果

フェイスブックは、気軽なコミュニケーションの手段として、急速に普及しており、多くの人が利用している。

特にフェイスブックページは、情報を迅速に発信でき、また、双方向性もあることから、発信した情報についての反応も確認できる非常に優れた情報発信の手段であり、企業が企業情報やキャンペーンの告知を行う手段としても利用している。また、議会も含め自治体の利用も増えている。

については、本市議会の情報発信の充実は喫緊の課題であるので、早急に市議会のフェイスブックページを開設すべきである。

なお、運用に当たっては、議会全体としての取り決めが必要であるので、情報発信の所管委員会である広報広聴特別委員会議会広報部会において、運用要綱を定めるなどの対応が必要である。

5 その他

議会改革は、立ち止まることなく、前に進んで行かなければならぬ課題であるので、本委員会としては、今回報告した事項について実施に向けた早急な対応を望むものである。

また、本委員会は、さらなる議会改革のため、残された検討項目について、

今後も鋭意検討していくとともに、順次中間報告を行い、実践に移行できる
ようにしていく方針である。

山陽小野田市議会自治会懇談会実施要領

1 懇談会の目的

議会が政策立案を行うために必要な情報を収集する手段として、市内の自治会の要望及び意見を聞くため、自治会懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

2 懇談会の対象団体

懇談会の対象は、市内の自治会とする。

3 懇談会の所管

懇談会の所管は、広報広聴特別委員会企画広聴部会（以下「企画広聴部会」という。）とする。

4 懇談会の内容

- (1) 懇談会における懇談内容は、当該自治会が提示するものとする。
- (2) 懇談会で自治会から出された意見、要望等（以下「懇談会意見等」という。）は、議会における政策立案及び提言に活用するものとする。

5 開催手続

(1) 開催申請

懇談会の開催を希望する自治会は、申請書を議長あて提出するものとする。

(2) 開催場所

懇談会の開催場所は、原則として使用料の生じない自治会館又は公共施設を利用するものとし、自治会と協議の上、決定する。

(3) 開催通知

申請書を受けた場合、できるだけ速やかに開催の可否を決定し、当該自治会に通知するものとする。

(4) 開催案内の送付

懇談会は、原則、申請があれば適宜開催するが、政策形成サイクルの情報収集期間が4月から6月までとなっていること、また、自治会の総会が

4月から5月にかけて開催されることから、2月末までに懇談会の開催案内の文書を議長名で自治会に送付する。

6 派遣議員の決定

懇談会に派遣する議員（以下「派遣議員」という。）は、議長が決定する。この場合、原則として総務文教常任委員1名、民生福祉常任委員1名及び産業建設常任委員1名の計3名の議員とする。

7 派遣議員の役割等

(1) 派遣議員の役割

懇談会の準備及び当日の進行等は、すべて派遣議員で行うものとし、司会、記録などの役割分担についても派遣議員が協議して決める。

(2) 事前協議

派遣議員は、懇談会開催前に懇談内容について協議しておくものとする。

(3) 資料の作成

懇談会において説明のための資料等が必要な場合は、派遣議員が作成するものとする。

8 懇談会終了後の対応

(1) 実施報告書の作成

派遣議員は、懇談会終了後、速やかに実施報告書を作成し、議長に提出するものとする。

(2) 実施報告書の処理

議長は、実施報告書の提出を受けたときは、当該報告書を企画広聴部会に回付する。

企画広聴部会は、回付された実施報告書に基づき、懇談会意見等を次の区分により振り分けるものとする。

ア 議長において対応するもの

イ 常任委員会、特別委員会又は議会運営委員会（以下「常任委員会等」という。）で対応するもの

ウ その他

(3) 常任委員会等での対応

企画広聴部会において常任委員会等で対応することとされた懇談会意見等について、当該常任委員会等は、速やかに検討方針を決定し、鋭意検討しなければならない。

(4) 自治会等への回答

企画広聴部会での協議結果並びに常任委員会等での検討方針及び検討結果について、当該自治会に対し、その都度速やかに回答するものとする。なお、当該回答は議長名で行うものとする。

また、これらの回答は、市議会ホームページにおいて公表する。